

未来に責任

vol. 02
世界平和のために
日本にしかできないことがある



桜井 周 (さくらい しゅう) プロフィール

【学歴】美鈴月影幼稚園、鈴原小、南中、県立伊丹高卒、京都大卒、京都大院修士、ブラウン大院修士
 【職歴】国際協力銀行調査役などを経て伊丹市議会議員（2期）、民進党兵庫県第6区総支部長
 【資格】TOEIC：925、弁理士、国会議員政策秘書試験合格

桜井シユウ



アクセスはこちら

日米関係を却って損なうリスク

昨年可決の安全保障関連法について、日本が集団的自衛権行使を容認するとしてアメリカ政府は歓迎の意向を示しています。これは、アメリカは日本が集団的自衛権を行使してイラク戦争やアフガニスタン侵攻のような戦闘に参加できるようにする道筋がみえたと理解したからと考えられます。しかし、安倍総理大臣は、イラク戦争やアフガニスタン侵攻に参加できるように

なる訳ではない、と答弁しています。

すなわち、日本とアメリカに認識にズレがあり、このズレはアメリカが派兵する際に日本への参加要請があったときに表面化します。アメリカに期待させておいて、派兵を断ると、かえって日米関係を損ないます。それならば、個別的自衛権はシッカリやるが集団的自衛権はやりません、と明確にしておいた方が日米関係は安定します。

世界平和実現への我が国の役割

日本は、東アジア世界においては第二次世界大戦を起こしたというマイナスのイメージがあります。一方で世界の紛争地である中近東やアフリカにおいて日本は武力侵略した歴史はありません。また、日本は欧米以外で初めて先進工業国となったことから、良いイメージがあります。さらに、日本の平和国家としてのイメージは世界的に貴重です。

我が国は、カンボジアや東ティモールの平和構築で主導的な役割を果たしてきました。戦争はときの勢いで発生することがありますが、戦争を終結させて平和を構築することは極めて困難です。

また、例えば、アフリカ・シエラレオネ内戦後の復興における国連のDDR（武装解除、動員解除、社会復帰）の実施責任者は日本人でした。また、タリバン政権崩壊後のアフガニスタンで軍閥のDDRを担当したのも日本です。

このように、日本が平和構築のための最も重要なDDRを遂行できるのは我が国の平和国家とし

てのブランドがあるからこそです。もし、集団的自衛権の行使として、我が国が中近東やアフリカで自衛隊が戦闘行為に参加すれば、これまで積み上げてきた平和国家ブランドが一気に損なわれます。これは、我が国にとっての損失であるだけでなく、世界で唯一DDRを実現可能な国がなくなるという意味で人類世界にとっての大きな損失です。

世界平和の実現のために、我が国が欧米諸国と同じことをする必要はなく我が国ならではの長を活かした貢献をすべきです。

【一言コラム】

「シュウ」はなぜカタカナなのか？

「シュウ」の漢字は「周」ですが、漢字でもなく平仮名でもなく片仮名にしているのは、約30年前に流行った「北斗の拳」というマンガに登場した「シュウ」にあやかってのことです。シュウは、南斗白鷲拳の伝承者でありながら、平和を愛し、子どもたちの輝かしい未来を願うという好人物です。自分もそのようにありたいと思っています。

桜井 周 (さくらい しゅう)

銀行勤務ではアジアでの事業融資を担当し成長のダイナミズムを体感するも、日本再生のため、故郷の兵庫に戻って政治活動を開始。

連絡先 📍 伊丹市鈴原町9-138 📧 sakuraishu.office@gmail.com

桜井シユウのことをもっとよく知りたいと思われた方は、こちらをご覧ください。

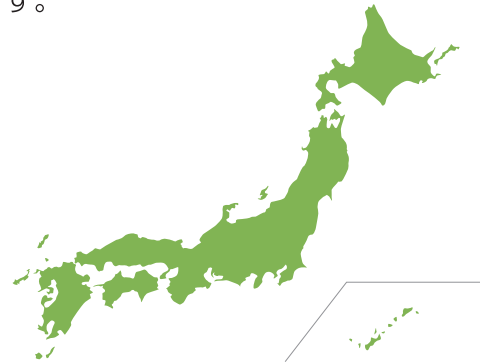
公式website ● <http://www.sakuraishu.net/>
 日刊! 桜井シユウ ● ameblo.jp/sakuraishu/ → 毎日更新
 月刊! 桜井シユウ ● <http://www.sakuraishu.net/>

昨年9月、国会は集団的自衛権の行使を可能とする安全保障関連法案を可決成立させました。大半の憲法学者が憲法違反と断じ、国民的合意がない中で、歴代の自民党政権が行使できないとしてきた集団的自衛権の行使に道をひらきました。

確かに、我が国を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、我が国の領土・領海・領空、国民の生命・財産を守るという観点や、国連などの集団安全保障に基づいて国際的な責任を果たすという視点が必要です。このため、グレーゾーン事態を含めた切れ目のない日本防衛のための体制強化や、近隣有事における日米同盟協力の深化など、必要な措置を採るべきです。すなわち、周辺事態法の改正や領域

警備法の制定の検討などを進めるべきです。

一方で、専守防衛という原則に基づけば、これまで周辺事態に限定されていた地理的要件を撤廃する必要はなく、また、他国防衛を本質とする集団的自衛権を行使する必要もありません。したがって、以下に指摘する視点を踏まえて、昨年成立した安全保障関連法は廃止すべきと考えます。



個別的自衛権はシッカリ、集団的自衛権は不要

個別的自衛権とは、自国が攻撃を受けたときに自国を防衛する権利です。一方で、集団的自衛権とは、自国は攻撃を受けていないが自国と密接な関係を有する他国が攻撃を受けたときに他国を防衛する権利です。

例えば、日本が攻撃を受けたときに、日米安全保障条約に基づいて日本とアメリカが共同して対応することは、日本については個別的自衛権の行使にあたり、アメリカにとっては集団的自衛権の行使にあたります。また、在日米軍基地が攻撃されたことへの反撃は、日本にとってもアメリカにとっても個別的自衛権の行使になります。いずれにしても、目的が

自国領土の防衛の場合には、個別的自衛権を行使することになります。個別的自衛権についてはこれまで通り整備していくべきです。

他方で、我が国は、他国同士の戦争への介入を本質とする集団的自衛権を行使する能力をもっていませんし、行使すべきではありません。



集団的自衛権が必要なら憲法改正を

1999年2月9日の衆院安全保障委員会での周辺事態法についての審議で高村正彦外相(当時・現自民党副総裁)が「憲法9条のもとで許容されている自衛権の行使は我が国を防衛するため必要



最小限度にとどまるべきものと解しており、集団的自衛権を行使することはその限度を超えるものであって、我が国の憲法上許されない」と答弁したように、歴代自民党政権は集団的自衛権を憲法違反として否定してきました。

それでも、もし集団的自衛権が本当に必要だと言うのなら、正々堂々と国民に理解を求め、国民投票など憲法改正の手続きを進めるべきです。

今回、なし崩しの憲法解釈の変更を許してしまえば、憲法が空文化し、権力の暴走を抑制できなくなります。これは憲法9条だけでなく、全ての条文に当てはまることです。

戦略的人権外交

北朝鮮のミサイル発射実験や尖閣諸島問題など東アジアでの緊張が高まっています。こうした問題は、我が国の領土保全にかかわる問題であり、個別的自衛権で対処すべきもので、集団的自衛権は関係ありません。

そもそも、東アジア情勢が緊迫しているとの認識に基づくならば、我が国の限られた防衛力は東アジア近辺に集中させるべきです。地理的制限を撤廃する必要はありません。

なお、中国の軍事的膨張主義に対しては、軍事力で対抗して敵う相手ではありません。中国は核兵器保有国で、その気になれば我が国を一撃で吹き飛ばせます。これは敗北主義的で負け犬根性と批判されるかもしれませんが、国際政治の現実です。中国に対しては、人権侵害や経済格差など国内問題で揺さぶるのが有効です。例えば、約100年前の日露戦争では日本は当時のロシア国内の経済格差問題を突いて革命を扇動したので、ロシアは戦争どころではなくなりました。

現在、中国では都市戸籍・農民戸籍があり、農民戸籍の出稼ぎ労働者とその家族は都市において

行政サービスを受けられないなど大きな差別があります。特に、都市への出稼ぎ農民の子は教育すら受けられないなど悲惨な状況です。さらに、こうした社会問題に取り組む人権派弁護士が昨年から相次いで政府に拘束されています。中国の人権について、中国の国内問題として目をつむるのではなく、人類の幸福追求の一環として国際社会とともに取り組むべきです。中国の人権活動を支援することで差別と格差を解消できれば、中国人民の幸福度はあがります。また、中国の福祉予算が増額となれば、軍事予算は抑制せざるをえません。そもそも中国の対外膨張政策は国内問題から国民の目を逸らすとの側面もあります。国内問題に正面から取り組むようになれば軍拡の必要性も低下します。

